

品川区重度障害者等就労支援特別事業

事業概要

重度障害のある方に、福祉施策と雇用施策が連携して本事業により、通勤・職場において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、重度障害者の就労機会の拡大を図り、雇用を促進します。

対象者

以下の要件をすべて満たしている区民の方が対象となります。

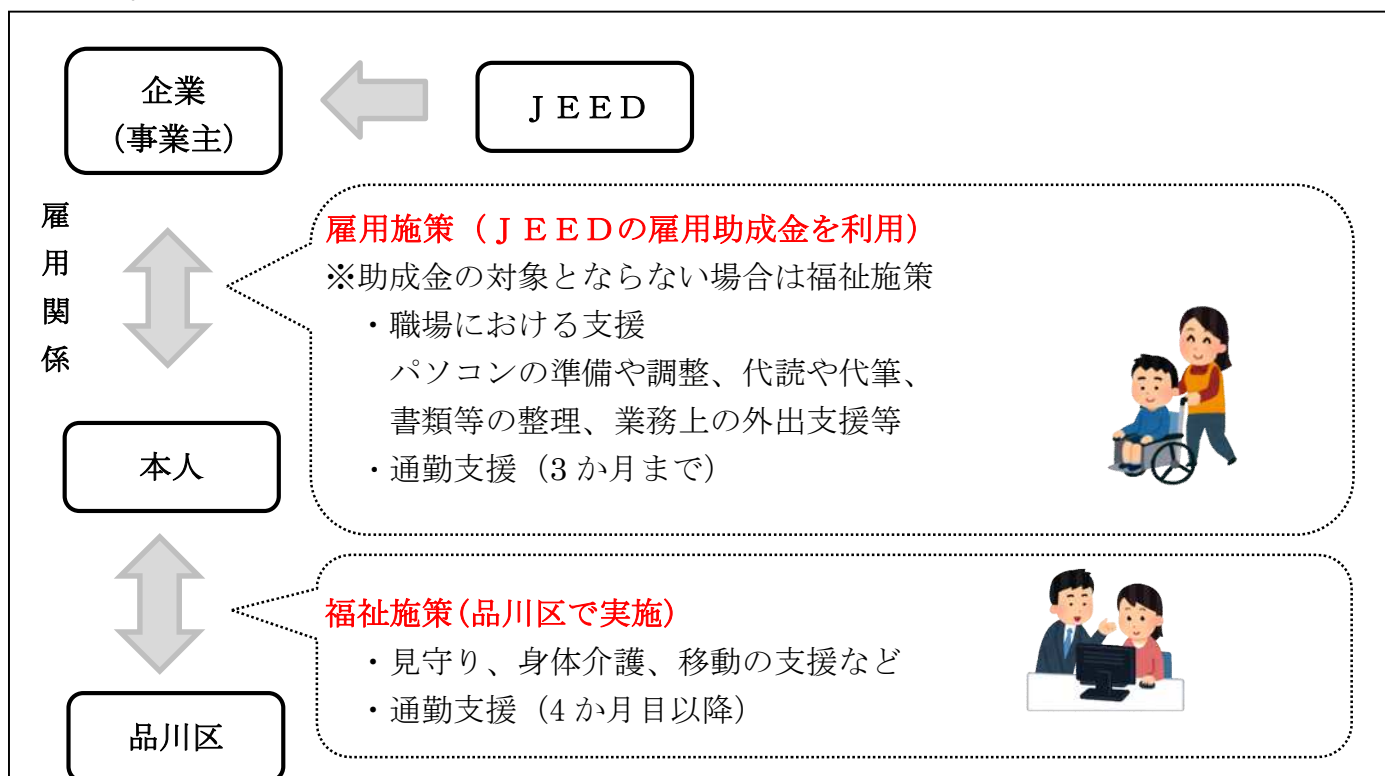
- ①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を品川区から受けている方。
- ②民間企業に雇用されている方、または自営業者等の方。
- ③1週間の所定労働時間が10時間以上であること。

ただし、民間企業に雇用されている方で、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる方を含む。

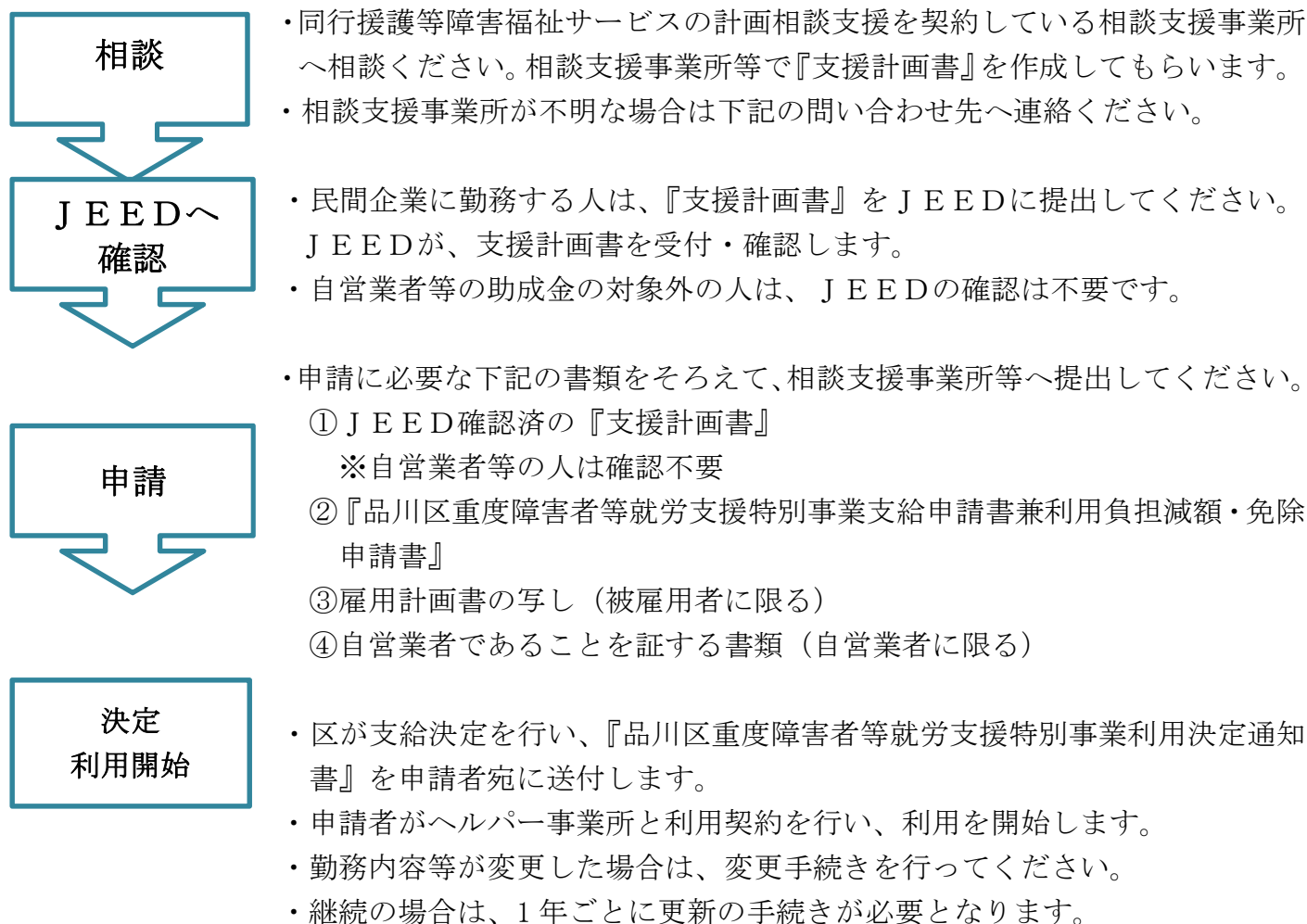
- ④この事業を行うことにより、所得の向上が見込まれる方。

事業内容

民間企業に雇用されている方は、企業（事業主）が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という）の助成金を活用して、業務上必要な支援を行うことが前提となります。



利用の流れ



利用者負担

サービスの提供に要した費用の 1 割が利用者負担になります。ただし、利用者本人と配偶者の特別区民税所得割額に応じ、下記の月額が利用者負担上限額となります。

区分	対象	利用者負担上限額
利用者負担免除	住民税非課税世帯 生活保護受給世帯	0 円
一般 1	住民税課税世帯 (特別区民税所得割 16 万円未満)	9,300 円
一般 2	住民税課税世帯 (特別区民税所得割 16 万円以上)	37,200 円

問い合わせ先

福祉部 障害者支援課 障害者相談支援担当
 〒140-8715 品川区広町 2-1-36
 TEL:03-5742-6711 FAX:03-3775-2000